

市第 170 号議案

横浜国際港都建設事業戸塚駅西口第 1 地区第二種市街地  
再開発事業施行条例の一部改正

横浜国際港都建設事業戸塚駅西口第 1 地区第二種市街地再開発事業施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年 2 月 15 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜国際港都建設事業戸塚駅西口第 1 地区第二種市街地  
再開発事業施行条例の一部を改正する条例

横浜国際港都建設事業戸塚駅西口第 1 地区第二種市街地再開発事業施行条例（平成 8 年12月横浜市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「横浜市戸塚区」を「横浜市中区横浜市役所内」に改める。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

横浜国際港都建設事業戸塚駅西口第 1 地区第二種市街地再開発事業の事務所を移転するため、横浜国際港都建設事業戸塚駅西口第 1 地区第二種市街地再開発事業施行条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜国際港都建設事業戸塚駅西口第 1 地区第二種市街地  
再開発事業施行条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現行）

（事務所の所在地）

第 5 条 事業の事務所は、横浜市中区横浜市役所内に置く。  
横浜市戸塚区